

「委員會を結成しろ」などいふやうなマジをかけたのは（これは全協の連中がよくやる手だが）従業員は、決して起らばしない。意識の醒れた従業員は、寧ろ、オチケづいて引こんで了ふ。

(ト)スト委員會は、本来、従業員大會で選出するのが本筋だが、我國の場合では相當に準備が出来、何時でも爭議に入れるようになつてからでなければ、従業員大會を公然と開催することが却つて不利の場合が多いから、先づ職場別に代表者を選出して、その職場代表が集つて、最高委員會を作るやうにする方が實際的だ（但し、スト委員は、如何なる場合にも、大衆の代表者でなければならぬ。小數のもので勝手に、スト委員會を作るやうなことは絶対に間違ひだ）。

(チ)又、スト委員會の名稱にしても、最初から、ストライキ委員會といふ名稱を使用する必要はない。さうした名稱を使うと、意識の醒れた大衆は、恐がつて近よらなくなる危険がある。さうなれば、スト委員の所期の目的が果せなくなるのだ。したがつて、最初は「何々工場従業員協議會」の名でそれを作るのが一番いい。要は、全大衆の基礎の上

に立つた戦闘的ストライキ指導部を作ることにあるのだから、その目的が達せられればいいのだ。

(リ)大衆的な基礎の上に立つたスト委員會が出来ても、その中に左翼の筋金が入つてゐなければ、そのスト委員會は決して戦闘的のもたりに得ない。そして、大衆の自然成長的意識——小ブルジョアの意識——が、事々にスト委員會に反映されるやうになる。さうなつたらおしまひだ。だから、我々の分會は、スト委員會へ階級意識ある戦闘的な分子を送り込むために、充分に周到な用意をする必要がある。平生から「如何なる人物を選ぶべきか」を充分に宣傳して置き、且つ各職場の戦闘的分子を豫め充分に調査して置いて、それらの人々を巧みに大衆へ推挙するやうなことが充分になされなければならないと同時に、ガラ幹分子に對する具體的暴露を、平生から充分行つて置くことが必要である。

(ヌ)右翼組合のガラ幹共は、無論、大衆の自主的なスト委員會の結成には徹底的に反對する。さうした自主的な爭議指導部が出来ると、彼奴等が、勝手に爭議を賣り飛ばすことが出来なくなるから、で彼奴等は必ず言ふ「左翼の連中の會を作つて、爭議を指導しなければならぬ。只組合の常任が公然と爭議團へ顔を出さないだけだ。(この問題に關しては、後で述べる)

(フ)戦闘的自主的スト委員會の結成は、一切のストライキ活動の前提である。我々は、資本家と官憲とガラ幹共の一切の妨害を、ハネのけ、爭議開始前に必ず戦闘的スト委員會を結成せしめることに努力しなければならない。

C 要求の統一

(イ)爭議に入る前に、要求を充分大衆的に討議し、全従業員の意思をガッチリ統一して置くことは、絶対に必要である。従業員は、自分達の現實の要求を貫徹するために爭議を敢行するのだから、要求に對して不満な點があつたり、ふにおちない點があつたりするならば、どうしてもふらつく。だから、小範圍の中心人物だけで、要求を作り上げ、それを一般大衆に押しつけるやうなやり方は、絶対に避けなければならない。

(ロ)勿論、要求をまとも上げるためにも、分會の指導は絶対に必要だ。一般大衆の中からは、應々にして、非階級的

オゾツに乗つてスト委員會なんか作ると、忽ち彈壓に見舞はれるぞ、爭議のことは、俺達の組合にまかせれば、俺達が責任をもつて指導する。諸君は俺達の組合を信頼してゐればいゝのだ」と。だが、彼奴等は、彼奴等のさうした妨害にも拘らず、大衆の壓力で斷然自主的なスト委員會が成立すると、今度は、彼奴の子分共をスト委員會へもぐり込ませて「爭議の指導は總同盟へ任せた方がいい」とか「爭議は總聯合にやつて貰らおうではないか」といつたやうなことを必ず主張させる。さうした時には、我々の分會のメンバーは「いや、爭議は俺達自身の手で敢行すべきだ。各組合へは應援を頼むことにすればいゝ」といつたやうな風に、この問題をリードして行くべきである。さうした場合に、「いや、この爭議は總評議會に指導して貰ふべきだ」といつたやうなことを主張したのでは、かへつて、ぶちこわしたやつて了ふ。組合のストライキ指導は分會員を通じて行ふこと。「これが我々の原則だ。だからこそ我々は、平生分會のメンバーを充分訓練して置く必要があるのだ。

(ル)無論、爭議が始まれば組合本部は、單に分會員だけにその指導を任せるでなしに、早速、強力な爭議對策委員